

募集

市民活動を応援します

平成 27 年度 大阪狭山市市民公益活動促進補助金

平成 27 年度予算成立を前提としています。

大阪狭山市をより良いまちにするための様々な分野でとりくまれている市民活動に対して、市が資金の援助をしています。

市民公益活動促進補助金は、市民から寄せられた寄附金と市の出資金を積み立てている「大阪狭山市市民公益活動促進基金」を活用するもので、平成 16 年度から実施しています。

この補助金は、分野やテーマを特定せず、多数の利益につながる多様な市民活動を支援するものです。

チャレンジ部門

総事業費が 30 万円未満の事業で、新しい公共サービスの在り方を実践的に提案する事業もしくは過去にこの補助金の交付を受けていない団体が取り組む事業

補助率 3 分の 2
補助金の限度額 10 万円
応募上位 5 事業まで優先採択

自立促進部門

★総事業費の上限はありません

補助額 2 分の 1
補助金の限度額 30 万円
(複数年の繰り返し事業はスライド減額あり)
応募は 5 回まで(5 年間) 2

対象になる団体とは？

継続して 1 年以上事業に取り組んでいる団体
1
3 人以上の役員がいる
大阪狭山市内に事務所がある(一過性の事業を目的とする実行委員会などは対象になりません)

対象になる事業とは？

27 年度中に大阪狭山市で実施する市民公益活動
国、地方公共団体などの補助を受けていない事業
文化会館利用料(施設の利用料、人件費を含む)が、5 万円を超えるものは対象になりません。5 万円を超える事業は、「文化の花咲かそ補助金」を活用してください。

市民公益活動をめざし、団体の設立をしようとするもの。

補助率 5 分の 4
補助金の限度額 5 万円
応募上位 5 事業まで優先採択
団体の立ち上げに向けた研究、研修費も対象とできます。

入門部門

新部門がスタート

- 1 継続した事業展開が可能な団体と認められれば、必ずしも 1 年以上の活動歴を要しません。
- 2 チャレンジ部門と自立促進部門を通算して 5 回を限度とします。

応募期間 平成 27 年 1 月 26 日(月)から平成 27 年 3 月 13 日(金)まで (郵送の場合は当日消印有効)
応募先 〒589-8501 狭山 1-2384-1 大阪狭山市役所 市民協働・生涯学習推進グループ宛て
公開審査(プレゼンテーション)

日時:平成 27 年 4 月 19 日(日)午前 9 時～

場所:市民活動支援センター・講堂(市役所南館 2F)

平成 26 年度の市民公益活動促進事業の実施団体は併せて、事業報告を行います。

応募書類 大阪狭山市のホームページから申請書類の手引きをダウンロードできます。

問い合わせ

大阪狭山市市民協働・生涯学習推進グループ 072-366-0011
大阪狭山市市民活動支援センター 072-366-4664